

## 記者会見要旨

日 時：平成23年6月21日（火）午後2時00分～午後2時40分  
場 所：東証ARROWS プレゼンテーション・ステージ  
会 見 者：代表執行役社長 斎藤 悠

斎 藤 こんにちは。それでは始めます。

本日は、もう皆さんご存じのとおりですけれども、午前10時から、この建物の2階の「東証ホール」におきまして、東証グループとなって第4回目の定時株主総会を開催いたしました。議決権行使書を提出された方を含めまして、株主数が102名、議決権総数は215万3740個の出席で開催されました。議案は1つだったわけですけれども、取締役選任の議案について、原案どおり賛成多数で承認されました。

また、株主総会後に開催した取締役会におきまして、役付取締役の選任について諮りましたけれども、既に公表させていただいております原案どおり、承認されましたことをご報告いたします。

2点目は、お手元に資料があると思いますが、今年3月にマザーズの信頼性向上及び活性化に向けて、上場制度の見直しや、上場審査実務の見直しを行ったところでございます。その際に積み残しとなっていたアナリスト・カバレッジの拡大に向けた取り組みとして、先月末に設立された「一般社団法人証券リサーチセンター」に協賛することにしましたので、ご報告いたします。

ご承知のとおり、マザーズを含む新興市場においては、相対的に事業規模の小さな上場会社が多いことなどを背景に、アナリスト・レポートのカバレッジ率が市場第一部の上場会社よりもかなり低いということ、かねてから幅広い投資家の市場参入を促す観点から、その改善を図るべきであるという指摘が行われてきたところです。例えば、2011年5月末の状況を当社で調査したところでは、市場第一部のカバレッジが54%くらいアナリストによってカバーされているのですが、マザーズは23%と低い水準にとどまっています。

このたび設立されました「一般社団法人証券リサーチセンター」は、こういった問題意識を背景として、マザーズ上場会社を含め、現在、アナリスト・レポートが作成されていない上場会社を中心として、アナリスト・レポートを作成・公表する中立的な機関として設立されたものであります。東証では、この法人の活動を支援していくことを

通しまして、マザーズ上場会社に関する投資者への情報発信の強化を図っていきたいと考えています。

同法人では、本年度中に 60 社程度のアナリスト・レポートの作成・公表を見込んでおり、その内容はWeb サイトを通して無償で投資者に提供されます。また、今後、弊社のホームページにおいても、同法人の発行するアナリスト・レポートの閲覧を可能とする予定でございます。

なお、仮に同法人の取り組みが予定どおり進んだ場合、マザーズのアナリスト・カバレッジは 50% を超えて、市場第一部に肩を並べる水準になるものと見込んでおります。

東証では、引き続きまして、成長企業へのリスクマネーの供給と投資者への効率的な資産運用の場の提供という資本市場の使命を果たしていくために、マザーズ市場の活性化に向けた取り組みを継続してまいりたいと考えております。

詳しくは、この後、事務局からブリーフィングを行う予定ですので、そちらにもご参加していただければと思います。

3 点目は、取引時間の一部見直しの実施日の決定についてでございます。

東日本大震災の影響を受けまして、証券業界全体として節電に取り組んでいく一環として、秋ごろを目途に実施を延期しておりました取引時間の拡大につきまして、先物取引の Tdex+システムへの移行時期に合わせて、具体的には 11 月 21 日（月）から実施する予定となりましたのでお知らせいたします。

また、デリバティブのイブニングセッションにつきましては、先月制度要綱案を公表して、取引終了時刻を 23 時 30 分まで延長する方向で検討しておりますが、こちらにつきましても今後の取締役会での審議、並びに当局からの認可を経て成案となりました場合には、同じく 11 月 21 日（月）からの実施を予定しております。

この場合、11 月 21 日以降は、現物については、前場の終了時刻が 11 時から 11 時半となり、30 分間延長となります。

TOPIX 先物につきましては、前場は現物と同様に終了時刻が 11 時半となり 30 分間の拡大をして、後場の開始時間は 11 時 45 分となり 45 分間の前倒し、イブニングセッションは終了時刻が 19 時から 23 時 30 分となり、1 日を通して 5 時間 45 分の取引時間の拡大になります。

取引時間の拡大については、市場環境や実務慣行の変化も踏まえな

がら、今後も継続して検討を行っていく方針です。

本日のご説明は以上の3点です。

記者 よろしくお願ひします。

2問質問させていただきます。1つ目は、今月上旬、一部のメディアに、東電に関して法的処理が望ましいという趣旨の発言を社長がされたという報道があって、その後の市場も一部動搖した経緯もあるのですけれども、その後、広報のほうから一部コメントが出たのですが、改めて、社長が東電の処理について、どういうお考えをお持ちなのかお聞かせいただけないでしょうか。

斎藤 東電そのものの処理について、私が具体的に何か申し上げているわけではないということをご理解いただきたいと思います。記者の方からは、債権放棄が話題になっていたとき、上場会社と債権放棄の問題に対する質問がありました。私はそれに対して、一般的なルール、取引所を守る立場として、一般的に債権放棄の場合には特別法などの何か明確なルールのもとで行われるべきであるという考え方を述べただけであります。今回も法やルールに基づく透明性の高い論理的な対応が投資家を守ると。私たちとしては企業さんの情報を投資家に正しく伝えるという仕事があるわけですから、そういう観点からアカウンタビリティーのことを、あくまでも一般的な話としてお話ししたということだけです。

今、大分時間がたち、原子力損害賠償支援機構法案が14日になって閣議で決定されたということですが、法律やルールがきちんと策定されて、それに基づいて透明性のある対応がとられることが、国民にとっても、マーケットにとっても、それが重要である、それだけのことを申し上げたということです。

記者 ありがとうございます。

2問目。大証さんとの統合協議ですが、本日の株主総会でも質問があり、一部お答えがあったのですけれども、上場について、岩熊専務も第2クオーターが終わってしまったあたりで市況を踏まえて考えるというような発言もされていました。社長も4月の会見で、統合協議というのはあるのですが、まだはっきりと上場というプロセスがあることは否定できないということも言わっていました。東証グループとして、上

場を進めるという考えにお変わりがないのかどうか。変わりがない場合、結果的に上場を優先することになると、大証との統合協議にハードルになるという指摘もあるのですが、その点はいかがお考えかというのもちょっと教えていただけないでしょうか。

斎 藤 上場につきましては、以前から皆さんに申し上げていますように、条件が整い次第、できるだけ可及的速やかにという言葉を使っていたと思いますが、上場準備に入りたいということは、3か年計画にも書いてあるわけでありますし、我々としては今日株主総会で専務のほうからも返事がありましたように、市況は今はなかなか厳しい状況になってきていますが、環境が許すような状況であれば、上場に対して前向きに取り組んでいこうという考えは変わっておりません。

ただ、このことと大阪云々というのをいろいろ結びつけられると、なかなか我々もお答えは正直言ってしにくいというか、できないというのが事実であります。大阪の問題については、皆さんにも同じことを申し上げて大変申しわけございませんけれども、まさしく今ご質問にもあったように、上場している特定銘柄に関する問題になりますし、我々は十分注意しなければいけない。

今現在、東京と大阪の取引所の間で、何らか皆様方に報告をしなければならない、あるいはしたほうがいいということはありません。ただ、大証の米田社長もよくおっしゃっているように拝見しますけれども、世界で合従連衡が起きていますね。そういうようなことを考えて、日本も何かいい方法を考えないと、アジアの資本市場での戦いとか、将来に向かって対応ができなくなるのではないか。そういう点においては、米田さんと私の考えに多分違いはないと思います。これは前にも申し上げたとおりです。

じゃ、東証と大証の間で何が起きていますか、どうなっていますかということに対しては、大変申しわけございませんが、私としては一切コメントは差し控えさせていただきたい。ご理解いただきたいと思います。

記 者 国際会計基準についてですが、今朝方、自見大臣が延期について会見で正式に表明されました。政治主導であるとか、これによって、日本の証券市場の評価が下がることはないと確信しているという発言もあったのですけれども、最近の産業界からの要望も含めて、延期についての斎藤社長の見解と、今後の議論の進め方について、こういった

点をちゃんとやってほしいとか、そういう要望などをお聞かせください。

齊 藤 記者会見を見ていないのでコメントが難しいですけれども。

我々東証という立場では、いつも申していますように、何らかの世界で統一された会計基準をお互いに使って、企業価値を評価するということができるのが一番いいなと考えています。中国の企業、アメリカの企業、ヨーロッパの企業と日本の企業、それが本当にどこが企業価値が高いのかということが比較検討されたらいいなというのは、昔から言われてきたテーマです。

したがって、IASBなど、世界中の関係者の皆様の努力で、だんだん同じ方向へ向かってきて、隣の韓国は強制適用を既に行っている。オーストラリアもそうですか。細かいルールは違うのでしょうかけれども、世界で100か国以上が一応国際会計基準的なものを使っていると言われる段階に来ていると、日本もその方向がいいのではないかなどというのは、方向感としては相変わらず思っております。

ただ、よくご存じのとおり、ヨーロッパのいろんな難しい金融状況になった段階で、ヨーロッパでのIFRSの扱いが、最初に言っていたのと少し違ってきていたという問題があったり、また日本がある程度モデルにしていたアメリカが、いろいろな問題があって、米国会計基準を全部いきなりIFRSにコンバージするという言い方を今度はしていないわけですね。コンバージできる部分はやるけれども、難しい部分は例えば5年から7年かけて米国会計基準にIFRSを取り込むという言い方に変わったということ。これは恐らくアメリカの産業界の問題とか、政治の問題があったのだと思います。

したがって、IFRSというのは絶対的なものがあって、全部これに従えというものではなくて、どちらかというと、東証はIFRSの推進者の1つであったわけですが、それは、日本は今までこういう国際ルールにあまり先に入らないで、ある意味では既にでき上がってしまったものをいやいやながら使わされるというか、使ってきて、非常な不満があったというような歴史を繰り返していました。今回は作っていく過程から入って、日本の言いたいことは言いましょう、日本には日本の独特的な文化もありますし、慣習もありますから、それも取り入れてもらうように努力しましょうということで、取り組んでいるわけですね。

おかげさまで、トラスティ（IFRS財団評議会）に日本の方が2

人も入られています。またIASBのサテライトオフィスを世界で初めて東京に作りましょうかという方向で議論が進んでいます。中国などでも自分達の国においてほしいと要望がありました。しかし、日本がこれだけ一生懸命やっているのだから、やっぱり日本の経済の影響というのは大きいから、日本に置きましょうかという雰囲気になってきて、役所の方も、国際関係の機関の議長になられたり、非常に珍しく国際機関の中に日本人がものすごく入れるようになっていた。これは大事なことではないかなと思います。

大臣の話もまだよく伺っていませんが、いずれ会議などがあるのでないですか。おそらく我々も出るのだと思いますが、そこで説明を聞くなり、みんなで討議するなりになるのだと思います。全くやらないというなら問題ですが、方向感はしっかりして、もう少し参加者の納得性を得ていこうということについては、何が何でも反対だという言い方をしても現実的ではないだろうと思っております。いずれにしても会議に出てみないとわからないということですね。

記者若干関連するのですけれども、将来的な選択肢として、海外には、IFRSを適用した企業とそうじゃない企業のマーケットを分けるとか、そういう選択肢もあると聞いたのですけれども、東証として、将来、強制適用でなくて任意適用になった場合、そういうマーケットの運営の仕方は選択肢としてあり得るとお考えでしょうか。

斎藤　ここであまり断定的なことを答えるといかんのでしょうかけれども、可能性としてあるのか、ないのかと言われたら、それはあるでしょうね。ただ、私の個人的な意見ですよ。それはみんなで討議しなければならない。国によっても、IFRSを使っていますよといつても、インドとか、中国とか、IASBレベルで見ると、少し違うなというのもあるわけですね。でも、彼らはそれなりにコンバージしていると言っていますので、IFRSの適用ができるだけ増やしていくという方向のプロセスの中に、段階適用だとか、そういうのが全くないというわけにはいかんのではないでしょうかね。可能性としては考えられる。

記者　マーケットと分けるということは、選択肢としてありますかね。IFRS適用のマーケット、そうでない銘柄のマーケットと。

斎藤　現実に任意適用が認められているわけですから、任意適用が増えて

いくと、そうなりますよね。もう2社は既にやっていますよね。来年から何社かも適用される予定です。このように、任意で適用なさっている会社となさっていない会社と分かれていますよね。どうなるかわかりませんけれども、それは投資家がどう評価するかという問題に絡んでくるのではないですかね。

記者 先ほどの幹事質問と重複するのですけれども、まず大証との統合の関係です。そもそも震災前に協議入りについて前向きな発言をされていたと思いますが、その姿勢は今も変わっていないということが多いのか。

あと、米田さんが3ヶ月くらいで基本合意という発言をされて、1つ目处っぽく示されています。先ほど大阪、東京で、今現状において報告すべきことはないとおっしゃっていたのですが、それは米田さんがおっしゃっていた3か月というような時間軸では報告できるものはないという意味なのか。

それと、東電の関係ですけれども、市場のほうでは結果として社長のご発言で株が変わったみたいなことを、材料視されたということでお話をされる方がいらっしゃるのですが、発言した行為そのものについては、自由な発言のもとで、株が動いたとしても、それは許容されることで、別に問題はないということなのか。それとも振り返るとまずかったのか。もしくはそれは市場の方が勘違いされていて、そもそもそんな材料視にはなっていないと思っていらっしゃるのか。お願いします。

斎藤 まず簡単な答えからいきますが、米田さんが3か月でどうのという趣旨は、私が言ったわけではありませんので、私は答えられない。何のことかよくわかりません。

確かに、以前に何人か記者の方が集まられたところで、デリバティブ市場と現物市場が協力するという理論は理論的には成り立ちますねという話をしました。ニューヨークとドイツの取引所の合併のときに、確かに皆さんがあつまって質問されたので、デリバティブと現物の市場が相互に作用し合うというのは、計算上、成り立ちますねということを申し上げたと思いますが、その考えは持っています。

3番目の東電の問題は、何回も申しますけれども、記者の方が質問したことに対して私は答えているものですが記者の方がどういう質問をされたかは書いていないわけでしょう。そこをしっかり理解してい

ただきたい。私は記者の方が質問されたことに対して答えているのです。東電がどうだということを私のほうから何か言っているのではないのです。

何度も申しますけれども、一般的に債権放棄だとか、上場している会社についてという発言があるときには、何らかのルール、透明性があって発言がないと、投資家、株主は非常に情報がないので、それは困ります。ルールを透明にしてやられるならば、あるいは行われるなら問題はないということだけです。

記 者 東京電力に関連して、最近、またムーディーズが格下げしたり、賠償支援機構の法案のところが閣議決定されても、会社自体の信用力について評価を下げるようなことも出ていますが、社長はこれまでの経緯を振り返られて、東京電力のあるべき姿というか、そのあたりをどういうふうに見られているか、ご見解をお聞かせいただけますか。

斎 藤 それこそ個別銘柄に関して、私がそういうことを言えないということはご理解いただけると思います。私が言えることは、いろいろなことが上場企業二千数百社について行われていると思うのですよ。その結果が透明に株主に伝われば、我々はそれなりのルールを持っていますから、それに反応するだけです。我々のほうから何か仕掛けるということはないわけですよ。

何か犯罪でも起こっていれば別ですけれども、そうじゃなくて、経済的な行為のときに、取引所のほうからアクションをとるということはあり得ないのですよ。私たちが株主を守る方法は、ルールや上場会社からの説明、あるいは会計事務所の説明というものが出て初めて、我々は我々の中のルールと合わせあう、こういうことをやっているわけです。外から説明があって、それがちゃんとしたルールとか、法律とかに乗っていれば、問題はないわけです。それがいいニュースであろうと、悪いニュースであろうと、我々はそれに反応をするメカニズムになっているという、その取引所の位置づけを私は説明しているので、ぜひご理解いただきたいのですけれども。

例えば今おっしゃったように、格付け機関がどうしたから東証がどうするということはありません。なぜなら、それに対して株主がどう決めるかなのですから。皆さんに何らかの印象を与えたとすれば、私の至らぬところですけれども、そこはぜひご理解いただきたいと思います。

記 者 よろしくお願ひします。

節電ということで、7月から印象的なアローズの電気も消えてしまう状況だと聞いています。確かに節電しなければいけないということで、各社取り組んではいるのですが、印象的なここが消えてしまうと、非常に感傷的な気分にもなってしまうのですけれども、そのあたりをどう見ていらっしゃるか、ちょっと教えてください。

斎 藤 アローズの電気は結構電力を食っているものですから、切ることにしました。ここを消すということは、逆にちょっとシンボリックでもあるのです。できるだけ早く電気がつくように祈りますけれども、今のところは申しわけございません。我々も一種の産業界ではありますけれども、産業界がいろいろ苦労しておられる、メーカーさんとか、あるいは病院とか、そういうところが節電で苦労なさっているので、大変申しわけないのですが、我々としては9月末まで止めることにしています。

記 者 同じ質問を何回もするようで恐縮ですが、先ほどの東電に関する発言の件ですが、一般的ルールのもとで透明性の高い対応がとられるべきだというお話をなさいました、と。ところが、質問が書かれていないので、そういうものが伝わらなかったということですが、結局、メディアによって、本来意図したものとは違うものが伝えられたのだ、メディアによって発言の意図が曲げられたのだと理解していらっしゃるのですか。

斎 藤 曲げられたという考えはありません。対話ですから、こうじゃないのですか、おかしいと思いませんかという質問に対し、透明性が必要ですねという話をしているだけのことです。質問があって、それに対して私が答えている。私が答えたところがぼーんと出ていますから。だけど、それをもってメディアがどうこうだと言うつもりはありません。

記 者 もう1点だけすみません。結果的に当日、東電株が一時的にストップ安になりました。これはだれの責任ということでもないのかもしれませんのですけれども、問題の根源は一体どこにあったのか。

斎 藤 それはわかりません。株が何で動くかというのは、分析、証明できる人はいないと思いますよ。何ミリセカンドで動いていく株を、例えばそのうちの何%はどういう要因で動いたというのはわからないと思いますしね。株というのは、いろんなファクターで動くわけですし、現場の情報もどんどん流れていたでしょうし、よくわかりません。何度も言いますけれども、株主に透明な情報を伝えるということが大事なのです。特に債権放棄という言葉については、株の方は債権よりは劣後しているわけですから、債権放棄が先に来るというような順序はおかしいのではないかと私は説明しただけの話です。ご理解していただきたいと思います。

以上